

# 台湾

## ECFA サービス協定で商機を

ジェトロ海外調査部中国北アジア課 方 越

2013年6月、中国との間で「海峡兩岸サービス貿易協定」(以下、協定)が締結された。協定は10年9月に発効した中台間の実質的なFTAにあたる「海峡兩岸経済協力枠組み協定」(ECFA)の後続協議の一つ。今後、サービス分野における双方の市場開放が一層高まり、経済連携がより進展すると見込まれる。他方、中国資本のさらなる流入が対中依存を高め、地場企業や雇用にもマイナスの影響を及ぼすのではないかとの声も聞かれる。日本企業へも影響はありそうだ。

### 3分野が開放項目に

2012年の台湾のGDPに占めるサービス業の割合は69.2%。他方、中国のサービス業は44.6%と08年の41.8%から5年で2.8ポイント増えており、今後も成長が見込まれる。協定ではサービス分野における双方の広域な市場開放を定めており、中国は台湾に対し80項目、台湾は中国に対し64項目を開放する(表)。これはWTO規定以上の開放度といわれる。台湾はサービス業の対中「輸出」が加速し、経済に貢献することを期待する。中国も台湾企業が市場に参入することで、

競争の拡大による「質」の向上を期待しているようだ。

協定において中国は、他国・地域には開放していない電子商取引、娯楽、病院サービスという三つの分野を台湾に開放した<sup>注1</sup>。

第1に電子商取引では、台湾企業は出資比率55%を上限に電子商取引業務を行う合弁企業を中国に設立できるようになった。設立地域は福建省に限定されてはいるものの、業務に弊害はない。台湾企業は実質的に中国全土に対し電子商取引サービスを提供できるわけだ。12年の中国の電子商取引額は8兆元(約128兆円、1元=約16.0円)を超え、前年比31.7%増と大きく伸びている<sup>注2</sup>。今後も拡大が予想される中国の電子商取引市場に参入できるきっかけをつかんだことは台湾企業にとって大きな収穫といえよう。

第2に、娯楽に関して台湾は、中国映画が台湾において一部の編集複製作業を行うことを認めた。12年に中国で作られた映画は800本以上で、ハリウッドを超えている。台湾文化庁は「中国の映画市場は急拡大しており、その業務の一部が台湾で行われることは映画産業に利益をもたらし、雇用機会の創出につなが

表 海峡兩岸サービス貿易協定書 主な承認項目

中国側開放項目		台湾側開放項目	
非金融分野	金融分野	非金融分野	金融分野
・商業(会計、建築設計、ソフトウェア、不動産、技術測量、撮影、コンベンション、印刷など)	・保険および関連サービス業(自動車自賠責保険業務など)	・商業(コンピューター、広告サービス、市場調査、コンサルティング、技術測定、撮影、コンベンション、翻訳など)	・保険および関連サービス業(保険企業の事務所設立など)
・通信業(持ち株55%を上限に合弁企業の設立および電子商取引(福建省限定)、中国映画、中台合作映画の台湾における後期編集・複製作業など)	・銀行・金融業(郷鎮銀行の設立、福建省での銀行支店の設立など)	・通信サービス業(陸路による宅配、電信、ネットワークサービス、視聴など)	・銀行・金融業(台湾に既に支店を有する銀行の支店増設、中国銀聯の機構設立など)
・建築および関連管理業(建築企業の設立および入札参加権など)	・証券、先物業(台湾企業持ち株50%以上の資金管理会社の設立、人民元送金による直接投資など)	・建築および関連管理業(一般的な建築、造営など)	・証券・先物業(台湾証券に対する投資額の引き上げ、投資制限の緩和など)
・流通業(卸売り、小売りなど)		・流通業(卸売り、小売りなど)	
・環境業(汚染処理、固体廃物処理、騒音対策など)		・環境業(汚水処理、廃棄物処理など)	
・健康に関連するサービス業(合弁、合資、独資の形態での病院設立、養老施設など)		・健康と社会に関するサービス業(合資の形態で非営利団体である病院の設立、遠隔医療、福祉サービス)	
・観光旅行業(旅行社経営など)		・観光旅行業(ホテル、レストラン、旅行社)	
・娯楽、文化およびスポーツ業(合資、合作の形態で劇場を設立し、運営など)		・娯楽、文化およびスポーツ業(合資、合作の形態で劇場を運営など)	
・運送業(海上輸送、航空輸送、陸上輸送)		・運輸サービス業(海上輸送、航空輸送、陸上輸送、倉庫サービスなど)	
・その他(商標代理申請、葬儀施設など)		・その他(クリーニング、美容、葬儀施設など)	

資料：海峡兩岸サービス貿易協定書を基に筆者作成

る」と評価する。

中国は国内の映画産業保護のため、海外映画の輸入に年間50本という上限を設けている。台湾映画もその対象だったが、13年1月、中国で「映画公映許可証」を取得すれば、規制対象から除外することが正式に認められた。これを契機に製作面での協力が一層深まり、双方の映画産業がさらなる発展を遂げることが期待されている。

第3は病院サービス。台湾は10年6月にアーリーハーベスト（先行的に自由化を進める措置）として上海市、広東省、江蘇省など5省市で単独出資（独資）の病院開設が認められていたが、今回の協定締結で対象地域が中国全土の省都と直轄市に拡大された。独資病院のメリットは、合弁相手との経営方針の対立がなくなることや、徹底した台湾の医療サービスを提供できるようになることだ。中国に駐在している台湾の事業関係者やその家族は約200万人に上るとされる。台湾と同水準の医療サービスに対する需要は大きい。

12年6月、聯新国際医療集団は、アーリーハーベストを活用して初の台湾独資病院となる「上海禾新医院」を上海に設立した。同集団によると今後は通常の医療サービスだけでなく、中国の病院に対して病院運営のコンサルティングや人材育成プログラムなど新規サービスを提供していくという。

### 中小企業からは懸念も

協定締結に対しては賛同の声ばかりではない。開放項目をめぐる、台湾の中小企業や識者からは懸念の声が聞かれる。その一つは小規模企業への影響。巨大資本を持つ中国企業が、安い人件費を武器に台湾でフランチャイズ事業を展開した場合、小企業が多数を占める産業（美容や印刷業など）は、価格競争にさらされることになるからだ。

台北大学経済学部の王塗発教授は「サービス協定において、台湾の開放項目は中国より少ない64項目だが、台湾の経済規模を考えれば、ほぼ全ての市場を開放したに等しい。同協定の締結は中小企業に大打撃をもたらす、給与の減少、所得格差の拡大につながる」と指摘する（台湾時報、9月11日付）。

また、台湾で20万ドル以上の投資を行えば、中国企業は1社につき管理職クラスの社員を2人まで台湾

に派遣し就労させることができるようになった。「中国からの労働者が多数押し寄せ、移民化につながるおそれがある」と同大学経済学部の鄭秀玲教授は警鐘を鳴らす（自由時報7月1日付）。

これら懸念の声はメディアでも大きく取り上げられ、台湾当局は対応に追われている。このような不安を払拭するため、行政院のウェブサイトでは、協定に関する説明文を掲載。その他、協定内容にかかる懸念事項などをまとめた「Q&A集」も公表している。また、江宜樞行政院長（首相）は有識者を招いて説明会を開き理解を求めている。

### 台湾との協業も視野に

賛否双方の声が聞かれるものの、中台双方が「WTO規則以上で前例がない」と位置付ける本協定が発効すれば、日本企業が台湾企業と連携して中国で事業を展開する機会は広がる。既にECFAで開放が進むことを見越して動き出した日本企業もある。

11年10月、日本テレビ放送網と台湾の中天電視は台湾で黒剣電視節目製作股份有限公司（以下、黒剣）という制作会社を設立した。黒剣は日本のテレビ業界が持つ番組制作のノウハウやコンセプトを台湾に導入し、将来的には中国市場に展開することを目指す。黒剣関係者によると日本テレビが95年に制作したドラマ「星の金貨」を台湾版（「白色之恋」）にリメイクし、12年から中国の代理店を通じて販売している。

中国では、外国のドラマや映画は全放送時間の25%以下に制限され、ゴールデンタイム（19～22時）での放送は禁止されるなど審査や規制が厳しい注3。日本企業にとって中国市場に直接コンテンツを売ることは容易ではないのだ。黒剣のように、台湾企業が持つネットワークやECFAを活用して間接的に中国市場の開拓を図ることは効果的な方法の一つといえる。

台湾企業と連携することで規制緩和の恩恵を受けることもできる。台湾企業との協業は、台湾市場は言うまでもなく、拡大に向けて政府が外資の参入を求めている中国のサービス産業市場についても、検討に値するのではないかと。



注1：13年8月時点。

注2：中国「2012年中国電子商務報告」データに基づく。

注3：広電総局「海外映画・ドラマの輸入と放送にかかる管理の通知」による。